

令和7年度

総務常任委員会
資料

総務部・出納室・監査委員事務局・
選挙管理委員会事務局

目次	1. 行政機構図	3 ページ
	2. (1) 総務部	
	① 総務課	4 ページ
	② 危機・防災対策課	9 ページ
	③ 個別避難計画作成推進室	13 ページ
	④ 人事課	15 ページ
	⑤ 職員支援室	19 ページ
	⑥ 事務サポートセンター	22 ページ
	⑦ 財政課	24 ページ
	⑧ 行政改革推進課	31 ページ
	⑨ 管財課	34 ページ
	⑩ 庁舎整備室	42 ページ
	⑪ 契約検査課	45 ページ
	⑫ 市民税課	49 ページ
	⑬ 資産税課	53 ページ
	⑭ 収納課	57 ページ
	⑮ 行政管理室	63 ページ
	⑯ 定額減税調整給付金室	66 ページ
	(2) 出納室	69 ページ
	(3) 監査委員事務局	72 ページ
	(4) 選挙管理委員会事務局	74 ページ

行政機構図

(令和7年4月1日現在)



総 務 課

1 課の事務概要

(1) 総務係

- ① 市議会に関すること。
- ② 儀式に関すること。
- ③ 行政区域に関すること。
- ④ 市民憲章に関すること。
- ⑤ 漂流物に関すること。
- ⑥ 私学振興に関すること。
- ⑦ 文書の收受及び発送に関すること。
- ⑧ 文書の印刷に関すること。
- ⑨ 公印の管理に関すること。
- ⑩ 市長及び副市長の事務引継に関すること。
- ⑪ 他課等の所管に属さない証明に関すること。
- ⑫ 他課等の所管に属さない事項に関すること。
- ⑬ 市長の特命事項に関すること。
- ⑭ 部内の事務事業に係る調整及び連絡に関すること。
- ⑮ 課の一般庶務に関すること。

(2) 法規係

- ① 市議会議案の審査に関すること。
- ② 規則、訓令等の審査に関すること。

- ③ 法規及び例規の解釈に関すること。
- ④ 訴訟、調停等の総括に関すること。
- ⑤ 条例の公布等に関すること。
- ⑥ 例規集の編集発行に関すること。
- ⑦ 法規関係資料の収集及び保管に関すること。
- ⑧ 公平委員会との連絡調整に関すること。

2 昨年度に実施された調査委託事業等で、その成果を報告すべきと思われるもの

特になし

3 今年度の主な事業の中で、報告すべきと思われるもの

(1) 平和啓発推進事業

「ふるさと都市大津」恒久平和都市宣言を踏まえた本事業のうち、例年開催の本庁舎市民ギャラリーでの「平和祈念展」について、今年度においては、広島平和記念資料館所蔵の原爆被害を受けた現物を展示する内容とし、歴史博物館企画展と会期を合わせ同館にて開催する。(7月19日(土)～7月29日(火) 閉館日を除く。)

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

特になし

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

(1) 係属中の訴訟

(令和7年4月30日現在)

事 件 名	係属裁判所	概 要
生活保護変更決定処分取消等請求控訴事件	大阪高裁	令和5年4月控訴 生活扶助基準の違法な引下げ及びこれに基づく生活保護変更決定処分により、原告らの健康で文化的な最低限度の生活を営む権利が侵害されたとして、国に対して損害賠償を請求するとともに、本市に対して当該処分の取消しを求めて訴えを提起したもの。1審で本市が勝訴した後、原告らが控訴した。
生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求控訴事件	大阪高裁	令和5年4月控訴 生活扶助基準の違法な引下げ及びこれに基づく生活保護変更決定処分により、原告らの健康で文化的な最低限度の生活を営む権利が侵害されたとして、国に対して損害賠償を請求するとともに、本市に対して当該処分の取消しを求めて訴えを提起したもの。1審で本市が勝訴した後、原告らが控訴した。

事 件 名	係属裁判所	概 要
損害賠償請求上告及び 上告受理申立て事件	最高裁	令和6年12月上告・上告受理申立て 原告が異動に伴い前任者から引継ぎを受けた担当業務について、違法行為の疑義があることを上司に指摘したにもかかわらず、その上司から当該違法行為の実行を命じられる等のパワーハラスメントを受け、精神的苦痛を被ったとして、損害賠償を求められたもの。1審、2審とも22万円の賠償を認める一部認容判決がなされたことから、本市が上告及び上告受理申立てをした。
差押債権取立金請求控 訴事件	大阪高裁	令和7年4月控訴 固定資産税及び都市計画税を滞納している被告に対し、差し押さえた利益配当金支払請求権の取立権に基づき、利益配当金の支払を求めたもの。1審で本市の請求が棄却されたため、本市が控訴した。
公金返還請求措置等請 求事件	大津地裁	令和4年10月提訴 令和3年度の琵琶湖市民清掃により集められたごみの収集運搬に係る委託料の支出が違法であるとして、市長個人及び当時の環境部次長個人に対し、一般競争入札において行っている市民センターの一般廃棄物収集運搬処理業務の委託契約を基に算出したものとの差額について損害賠償を請求することを求められたもの

事 件 名	係属裁判所	概 要
損害賠償請求事件	大津簡裁	令和 7 年 1 月提訴 大津市北大路一丁目 1 番 5 号の路上において、塵芥車（公用車）によるごみの収集を行っていたところ、当該ごみに含まれていた油性塗料スプレーが破裂して、当該収集箇所の近くにいた原告にスプレー塗料が飛散し、負傷するとともに、原告のスマートフォンが損傷したとして、当該収集作業を行っていた当時の職員及び本市に対して損害賠償を求められたもの

危機・防災対策課

1 課の事務概要

(1) 総合防災係

- ① 災害対策本部に関すること。
- ② 防災に係る総合的な企画及び調整に関すること。
- ③ 防災に係る関係機関等との連絡調整に関すること。
- ④ 防災研修及び防災意識啓発に関すること。
- ⑤ 防災訓練に係る企画及び調整に関すること。

(2) 危機管理計画係

- ① 危機管理基本計画等の各種計画に関すること。
- ② 防災協定に関すること。
- ③ 防災会議に関すること。
- ④ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に関すること。
- ⑤ 防災行政無線施設の管理に関すること。
- ⑥ 課及び個別避難計画作成推進室の一般庶務に関すること。

2 昨年度に実施された調査委託事業等で、その成果を報告すべきと思われるもの

特になし

3 今年度の主な事業の中で、報告すべきと思われるもの

(1) 防災対策の推進

① 令和7年度大津市総合防災訓練

大津市地域防災計画に基づき、各防災機関、関係団体、企業、地域住民及び児童生徒等の参加のもと、災害時において関係者が連携して迅速かつ的確に対応できる体制強化と市民の防災意識の高揚を図ることを目的に、総合的な防災訓練を実施する。

日 時 令和7年11月9日（日）午前8時30分から同12時00分まで（予定）

対象学区 日吉台学区

主 会 場 日吉台小学校

大津市総合防災訓練については、例年9月下旬頃に実施しているが、今年度は、国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会との重複を避け上記日程で実施する。

また、開催場所については、大津市を6ブロック（志賀部、北部、西部、中部、南部、東部）に分け、市内で均等に開催できるよう調整し学区を選定しているなかで、今年度は輪番により、西ブロック（雄琴学区、日吉台学区、坂本学区、下阪本学区、唐崎学区）での開催とし、過去の防災訓練等の実施状況等も踏まえ日吉台学区を選定した。

② シェイクアウト訓練の実施

市民一人ひとりが防災に関する正しい知識を身につけ、自ら「日常において、いかに備え、災害時に何をすべきか」について考える機会とし、防災意識の高揚と災害対応力の向上を図ることを目的に実施する。

日 時 令和7年9月1日（月）午前10時00分（予定）

場 所 大津市内の各ご家庭、職場、学校など

訓練実施時間に本市防災メールで地震発生情報を発信し、安全確保行動をとるよう促すもので、大津市内の自治会、自主防災会、学校、保育園・幼稚園、企業、各種団体、個人等の参加を予定している。

なお、例年９月１日の防災の日に実施している。

(2) 地域の防災体制の強化

① 地区防災計画の策定促進

地区防災計画は、平成２６年の災害対策基本法の改正において、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）による自発的な防災活動に関する計画として創設されたものであり、本市では、学区単位での計画の策定を働きかけている。

令和６年度は、新たに２学区が計画を策定され、令和６年度末で３６学区のうち２５学区が策定済み、その他の学区は現在策定中である。

令和７年度は、滋賀県の研修会への参加を各学区に促し、地域において計画策定を支援する人材を育成するとともに、市ホームページ内に開設した地域防災ポータルページにおいて、各学区の計画策定等の取組状況を共有することで早期の策定を促進していく。

② 防災士の養成

減災と地域防災力の向上のため、その知識と技術を兼ね備えた防災士を各自治会単位に組織される単位自主防災組織に１人配置するという目標を掲げ、平成２４年度から防災士養成事業を実施している。（令和６年度末時点で８６５人を養成）

また、おおつかがやきプランⅣでは、女性防災士の養成の目標を掲げており、防災士の女性参画を推進している。（令和６年度末時点で１３８人を養成）

今後も、県が実施する防災士養成講座を活用し、未だ配置がない、あるいは、防災士の活動が困難となっている単位自主防災組織への防災士の配置及び女性防災士の養成を支援することで、地域防災力の向上に努めていく。

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

(1) 大津市地域防災計画の修正

災害対策基本法に基づき策定している大津市地域防災計画では、災害予防や災害応急対策、災害復旧等に関する事項を定めており、改正の内容によっては、市民の意見を反映する必要があるため、パブリックコメントを実施する可能性がある。

なお、指定避難所の追加等の軽微な改正となる場合は、パブリックコメントを実施していない。

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

(1) 大規模地震発生時の被害想定

現在、本市が大規模地震発生時における避難者は、平成16年のデータによる琵琶湖西岸断層帯地震による想定44,132人としているが、滋賀県の被害想定は、同じ琵琶湖西岸断層帯地震の1週間後の63,290人と異なった想定となっている。

このことから、被害想定の見直しが必要であると認識しているものの、内閣府が本年3月に南海トラフ大地震による被害想定の結果を公表したこと、滋賀県が平成26年3月の見直しから10年が経過している被害想定の見直しを行う予定があることなど、本市の被害想定の見直しには、これらの新しい情報との整合性を図る必要があるため、滋賀県をはじめとした関連する計画の動向を注視していく必要がある。

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

個別避難計画作成推進室

1 室の事務概要

- (1) 災害対策基本法の規定による個別避難計画の作成の統括に関すること。
- (2) 災害対策基本法の規定による個別避難計画情報の提供に関すること。

2 昨年度に実施された調査委託事業等で、その成果を報告すべきと思われるもの

特になし

3 今年度の主な事業の中で、報告すべきと思われるもの

(1) 個別避難計画の作成推進

令和3年5月の災害対策基本法改正により個別避難計画の作成が自治体の努力義務となったことから、令和4年4月に個別避難計画作成推進室を設置し、避難行動要支援者名簿登載者（約1万人）のうち、土砂災害(特別)警戒区域または大河川（瀬田川・大戸川・草津川）の浸水想定区域（想定浸水深0.5m以上）に居住されている方（約700人）を優先作成対象者と位置付けて、対象者の個別避難計画の作成を進めている。これまでに、令和4年度には35件、令和5年度には168件、令和6年度には114件の個別避難計画を作成した。

令和7年度は、新たに計画作成の対象となり同意を得られた方等の約120人について、可能な限り多くの方の計画を早期に作成していく。また、昨年度に設定した出前講座「風水害時に備えて個別避難計画を作成しよう」を活用するなど、計画作成への同意及び避難支援への理解や協力の促進を目的とし、本制度の内容について広く

市民への周知に努める。

(2) 個別避難計画情報の地域提供

作成済みの個別避難計画情報については、長寿福祉課所管の地域提供用避難行動要支援者名簿の提供に併せて、各学区との協定の締結及び個別避難計画情報の地域提供を進めている（現在、3学区（仰木の里、山中比叡平、瀬田東）と協定締結済）。

今後も引き続き、各学区の地域提供用避難行動要支援者名簿を受け取られている自治連合会や自主防災会等の各種団体との協議を継続していく。

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

令和3年5月の災害対策基本法改正に合わせて改定された内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」により、改正法施行後からおおむね5年程度で優先度の高い方の計画作成に取り組むこととされていることから、5年が経過する令和8年度に向けた、今後の新たな取組方針について検討する必要がある。

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

人 事 課

1 課の事務概要

(1) 評価・育成グループ

- ① 組織・機構に関すること。
- ② 職員の職務権限に関すること。
- ③ 職員の人事評価に関すること。
- ④ 働き方改革に関すること。
- ⑤ 人材育成及びその構築に関すること。
- ⑥ 職員の昇任試験の実施及び昇任選考委員会に関すること。
- ⑦ 職員の研修に関すること。
- ⑧ 職場研修の指導及び助言に関すること。
- ⑨ 課の一般庶務に関すること。

(2) 人事グループ

- ① 職員の勤務時間その他勤務条件に関すること。
- ② 職員の定数に関すること。
- ③ 職員等の任免、服務、分限及び懲戒に関すること。
- ④ 職員の採用試験の実施及び職員選考委員会に関すること。
- ⑤ 職員の表彰に関すること。
- ⑥ 職員の勤務成績の評定に関すること。
- ⑦ 職員団体及び労働組合に関すること。

- ⑧ 特定事業主行動計画に関すること。
- ⑨ 職員の退職管理に関すること。
- ⑩ 公印の保管に関すること。

(3) 給与グループ

- ① 職員の給与に関すること。
- ② 特別職報酬等審議会に関すること。
- ③ 職員の退職手当に関すること。

(4) 会計年度任用職員グループ

- ① 会計年度任用職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関すること。
- ② 社会保険に関すること。

2 昨年度に実施された調査委託事業等で、その成果を報告すべきと思われるもの

特になし

3 今年度の主な事業の中で、報告すべきと思われるもの

(1) 特別職報酬等審議会

市長、副市長の給料、議員の報酬や政務活動費の額について、公平で適切な金額にすることを目的に開催する。この審議会では、有識者及び公募による委員を選任し、社会経済の状況、地域の特性や他都市との均衡等を考慮しながら、給料等の公正性と透明性を確保するための審議を行い、適正な金額となるよう答申をいただく。

(2) 保育士と幼稚園教諭の処遇と採用の統合

令和7年度採用試験より保育士と幼稚園教諭の採用職種の統合を行い、保育園、こども園、幼稚園等のいずれかに配属されるものとして採用を行う。また、現職の保育士、幼稚園教諭についても身分、処遇の整理を行い、統合に向けた検討を進めていく。

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

(1) 人員の確保と定着のための制度構築

土木職などの技術職や、保育士、保健師などの専門職の採用については、民間企業、自治体間での競争が激化しており、人員確保に苦慮している。特に、土木職及び保育職については、採用計画数を充足していない状況であり、令

和6年度は、筆記試験の内容変更や、採用までのスケジュールの短縮を行うなど受験者の負担軽減を行った。今後も有能な人材を確保していくため、より効果的な採用方法の検討などを継続的に行いながら、積極的に採用活動に取り組んでいく。

また、職員の定着のために、職務経験者の昇任を早めることなど、制度の設計に取り組んでいく。

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

(1) 定年引上げ

少子高齢化に伴い、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用するため、地方公務員法の改正により定年引上げの措置が講じられたことから、本市においても令和4年度に条例改正を行い、令和5年度より2年に1歳ずつ65歳まで定年を引き上げることとした。

60歳超職員の給料月額、60歳到達時の7割水準とし、管理職の職員は、原則、60歳を役職定年年齢として、管理職以外の職に降任する「役職定年制」を導入した。

また、定年前に退職した職員を短時間勤務の職で採用する「定年前再任用短時間勤務制」や、本人の申請により1日のうち一部の時間を休業する「高齢者部分休業制度」など、多様な働き方を選択可能とした。

なお、令和7年4月1日付人事異動において、高齢期職員については、これまでの経験やノウハウを生かして、職員の育成やフォロー、チェック機能の強化などに取り組んでもらうことを想定した人員配置に努めたところであり、今後、より一層の高齢期職員、特に役職定年者が活躍できるよう、配属先や業務内容等を検討し、適正な人員配置に繋げていく。

職員支援室

1 室の事務概要

- ① 職員の衛生管理及び安全管理に関すること。
- ② 公務災害の認定及び補償に関すること。
- ③ 滋賀県市町村職員共済組合等共済に関すること。
- ④ 職員互助会に関すること。
- ⑤ 社会保険に関すること。
- ⑥ 職員の健康相談に関すること。
- ⑦ 職員の病気休暇及び病気による休職に係る復職に関すること。
- ⑧ 各種健康相談に関すること。
- ⑨ 職員の健康管理に係る研修に関すること。
- ⑩ その他職員の福利厚生及び健康管理に関すること。
- ⑪ その他職員の支援に関すること。

2 昨年度に実施された調査委託事業等で、その成果を報告すべきと思われるもの

特になし

3 今年度の主な事業の中で、報告すべきと思われるもの

(1) 職員の健康管理

昨年度に引き続き、「職員の健康管理に資する長時間勤務削減取組み」として、1月当たりの時間外勤務の上限時

間を60時間とし、所属長から時間外勤務命令範囲の緩和申請のあった職員に対する産業医による事前面談とともに、1月当たりの時間外勤務が80時間を超えた職員又は2～6月平均が80時間を超えた職員のほか、1月当たり80時間を超えなくとも面談希望する職員に対して産業医面談を実施するなど職員の健康保持に努めている。

また、ハラスメント対策については、ハラスメント防止に係る研修や内部相談員による相談窓口に加え、ハラスメント外部相談員（ハラスメント相談弁護士）を設置し、相談しやすい体制づくりと、ハラスメント事案の早期対応に努めるとともに、ハラスメントの撲滅及び風通しの良い職場風土の形成を目指している。

(2) 職員のカウンセリング及びストレスチェック業務

職員の心の健康保持増進を目的として、令和5年度から雇用している産業心理カウンセラーによるカウンセリングを実施しているほか、職員のストレスへの気づきや働きやすい職場づくりを目的として、労働安全衛生法に基づくストレスチェックを業務委託している。カウンセリングでは、健康診断の結果やストレスチェックの個人結果において必要と判断した者、人事異動に伴う希望者などを対象にカウンセリングをしており、ストレスチェックでは、集団分析結果を受けて、職場環境改善に関する研修等を実施し、職場や個人へのフォロー体制を整えている。

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

(1) 職員の復職支援

本市においては、「大津市職員の復職支援プログラム（平成20年3月策定）」に基づき、「心の健康問題への早期対応と復職支援の手引き」、「復職支援の手引き（管理監督者向け）」、「復職支援の手引き（職員向け）」を策定し、産

業医や職員支援室スタッフ、所属その他関係者が密に連携し、その運用と充実に努めている。今後も引き続き、同プログラム等に基づき、長期療養者のスムーズな復職支援に努めていく。

(2) カスタマーハラスメント対策

暴言や時間拘束等のカスタマーハラスメント行為は、対応時間の増や精神的な苦痛により、他の市民への行政サービスの低下を招くことが想定されることから、昨年度行った職員のカスタマーハラスメントのアンケート調査結果を踏まえ、周知啓発のためのポスターの掲示や名札表記・庁舎管理規則の見直し、電話・窓口対応用マニュアルの作成等を実施した。今後も引き続きカスタマーハラスメントの防止に取り組んでいく。

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

事務サポートセンター

1 室の事務概要

- ① 本市の機関における障害者雇用に関すること。
- ② 大津市障害者雇用促進本部に関すること。
- ③ 障害者の職場体験の受入れに関すること。

2 昨年度に実施された調査委託事業等で、その成果を報告すべきと思われるもの

特になし

3 今年度の主な事業の中で、報告すべきと思われるもの

(1) 障害者の雇用促進と職員の意識改革

障害者の雇用促進を図るため、市役所内の定型業務を集約して各所属の事務補助を担うことを目的に、令和4年10月に「事務サポートセンター」を設置し、障害のある会計年度任用職員12人を雇用して業務を担っており、今後更なる障害者の職域拡大に向けた取組や計画的な障害者の採用を進めていく。

また、障害者雇用に係る職場の受入体制を整備するため、支援機関等と連携して職場体験事業を引き続き実施するとともに、職員の障害者理解を深めるための職員研修の開催や、障害のある職員が仕事を続けていくうえで支障となる事柄などに関する相談を受け付けるなど、誰もが働きやすい職場環境づくりを推進する。

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

(1) 障害者雇用の促進にかかる障害者の職域拡大に向けた取組

障害者雇用促進法では、障害者の雇用の安定を図るため法定雇用率が定められているが、令和元年度から算定の基礎となる職員の対象範囲が変更されたことにより、本市職員の障害者雇用率は法定雇用率を大幅に下回ることになった。(令和6年6月1日時点(報告基準日)において、法定雇用率2.8%に対し1.88%。)

本市の障害者雇用の促進にあたっては、令和2年12月に「大津市障害者雇用促進本部」を設置して「障害者雇用の促進に向けた取組みの骨子」を作成し、全庁挙げて取組を進めているところであるが、今後、段階的に法定雇用率が引き上げられ、令和8年7月には3.0%となるなど、これまで以上に障害者を積極的に採用していく必要がある。

法定雇用率の達成に向けて、今年度から事務サポートセンターで一定の経験を積んだ障害のある会計年度任用職員を他の所属へ配置することとし、これまで7人の職員を配置したところである。今後、配置職員の職場定着が図られるよう、配置所属や就労支援機関等と連携してきめ細やかな支援を行っていく。

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

財 政 課

1 課の事務概要

- ① 予算の編成、配当及び執行管理に関すること。
- ② 一時借入金に関すること。
- ③ 地方交付税に関すること。
- ④ 起債に関すること。
- ⑤ 財政状況の調査、公表及び報告に関すること。
- ⑥ 公会計制度に関すること。
- ⑦ 指定金融機関等の指定に関すること。
- ⑧ 財政統計に関すること。

2 昨年度に実施された調査委託事業等で、その成果を報告すべきと思われるもの

特になし

3 今年度の主な事業の中で、報告すべきと思われるもの

(1) 予算の編成

令和7年度当初予算は、大津市総合計画の基本構想に掲げる3つの基本方針の実現に必要な事業や取組を推進するための予算を編成した。令和7年度は総合計画第3期実行計画の初年度にあたることから、教育環境の充実など、これまでの総合計画第2期実行計画のリーディングプロジェクトとして重点的に実施してきた諸事業について、その事業効果を最大化させるため、継続的あるいは発展的に実施できるよう予算を配分している。

今年度は、当該予算の適正な執行に努めるとともに、今後の社会経済情勢や国県の動向を注視しつつ、機を逸することなく必要に応じて補正予算を編成していく。

また、学校施設の長寿命化改良など継続して実施する大規模事業や国が進める自治体情報システムの標準化に加え、今後も物価や人件費の上昇に伴って、歳出規模が増大することが見込まれることから、限られた財政資源を効果的・効率的に活用しながら、質の高い行政サービスを提供することを目的として、令和8年度の予算編成を行う。

(2) 新地方公会計制度に基づく財務書類の作成

地方公共団体の会計制度は、年度単位の現金主義・単式簿記の方式で、収入・支出や現金残高などの情報が比較的分かりやすい一方、資産や将来の債務残高、減価償却などの情報が網羅されていないなどの短所を持ち合わせているため、国は地方公共団体の会計制度による決算情報を補完する新地方公会計制度に基づく財務書類の作成及び活用を自治体に要請している。

本市においてもこれに基づく財務書類を作成しており、適切な時期に議会において報告を行う。

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

(1) 市債の状況

令和6年度末の市債残高は、次のとおりである。

市債の新規発行にあたっては、実質公債費比率及び将来負担比率の推移を注視しつつ、その要否を慎重に判断し、予算全体に占める償還負担額の縮小を図るとともに、可能な限り償還に対する地方交付税措置のある良質な市債発行

にとどめながら、健全な運用に努めてきた。

令和7年度においては、臨時財政対策債の発行がないことから、一般会計の市債残高総額としては減少する見込みであるが、小中学校の長寿命化改良やトイレ改修事業、中学校体育館空調設備設置事業の進捗などにより、一般会計の事業債残高は前年度に比べて増加する見込みである。今後も公共施設マネジメントの推進に伴い、引き続き事業債残高の増嵩が見込まれるため、その償還負担が将来の財政運営に影響を及ぼすことのないよう、事業の平準化や効率化などの適正な財政運営を推進していく。

市債残高（令和6年度末見込み・2月補正後）単位：百万円

会 計 別		現 在 高
一般会計 臨時財政対策債含む (一般会計 臨時財政対策債除く)		1 2 2, 9 4 9 (7 0, 6 5 1)
特別会計	卸 売 市 場 事 業	1 8 7
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	3 1 6
	病 院 事 業 債 管 理	5, 2 3 6
	小 計	5, 7 3 9
企業会計	水 道 事 業	1 5, 6 6 2
	下 水 道 事 業	2 4, 6 7 8
	小 計	4 0, 3 4 0
合 計		1 6 9, 0 2 8

(2) 基金の状況

令和7年度予算では、小中学校の長寿命化改良事業等の財源として、公共施設等整備基金を8億3千4百万円、また、国スポ・障スポ開催経費等の財政需要に対応するため、財政調整基金を約19億5千2百万円取崩す予定である。社会情勢の先行きが不透明な中で、物価や人件費の上昇が見込まれる一方で、歳入の見通しや歳入構成の変化が不確実な状況を踏まえ、必要となる財政出動に迅速かつ適切に対応できるよう有効な活用努めていく。

また、基金の運用については、庁内の協議組織において定めた運用方針に沿って、ペイオフ対策として長期債等に係る債務額の範囲での預金運用を原則としながら、安全性を確保した上でより有利な債券運用を行うことにしている。金利は上昇傾向にあることから、様々なリスクを考慮して、より効率的な運用手法の導入についても検討していく。

(一般会計) 令和7年度予算及び令和6年度2月補正予算後

単位：千円

区 分	5年度末 現在高	6年度 積立見込	6年度 取崩見込	6年度末 現在高見込	7年度末 現在高見込
財 政 調 整 基 金	10,502,193	6,052	851,018	9,657,227	7,715,408
減 債 基 金	565,336	12	0	565,348	565,360
公 共 施 設 等 整 備 基 金	8,266,758	3,272	1,028,420	7,241,610	6,414,346
福 祉 基 金	395,151	904	5,125	390,930	384,141
土地開発基金(現金預金)	1,271,476	73,002	161,055	1,183,423	1,295,355
地 域 振 興 基 金	3,654,800	0	0	3,654,800	3,654,800
庁 舎 整 備 基 金	2,494,778	302,392	0	2,797,170	2,801,940
文 化 観 光 振 興 基 金	89,575	99,903	19,447	170,031	147,234
森 林 環 境 基 金	76,705	9,415	0	86,120	44,618
そ の 他	3,313,018	431,249	312,439	3,431,828	3,438,877
計	30,629,790	926,201	2,377,504	29,178,487	26,462,079

※行政改革プラン2025の目標値として、財政調整基金＋減債基金残高＞R5標準財政規模の10%（7,549,843千円）に設定

(3) 財政指標

令和５年度の財政指標は、下記表のとおり、経常収支比率が臨時財政対策債の減収や扶助費の増加等により、前年度に比べて１．５ポイント増加した。将来負担比率は昨年度と同様、算定されなかったものの、物価や人件費の上昇、今後の少子高齢化の進展等に伴う社会保障関連制度の安定した運営、老朽化が見られる公共施設の適切な維持管理への対応などを見据えると、財政指標の将来展望は楽観視できる状況にはない。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく「実質公債費比率」をはじめ「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「将来負担比率」、公営企業の「資金不足比率」の５つの指標については監査委員の審査に付したうえで、議会への報告、市民向けに公表を行っている。

今後も引き続き、指標の動向を注視しながら、財政の健全化に努めていく。

区分	早期健全化 基準	財政再生 基準	３年度	４年度	５年度	６年度
標準財政規模（百万円）			74,769	73,296	75,498	77,712
財 政 力 指 数			0.805	0.791	0.775	0.765
経 常 収 支 比 率（％）			88.3	90.9	92.4	
実 質 赤 字 比 率（％）	11.25	20.00	—	—	—	
連結実質赤字比率（％）	16.25	30.00	—	—	—	
実質公債費比率（％）	25.0	35.0	1.4	△0.5	△0.4	
将 来 負 担 比 率（％）	350.0		—	—	—	
資 金 不 足 比 率（％）	20.0		—	—	—	

＊ 財政力指数、実質公債費比率及び将来負担比率は３カ年平均の数値である。

＊ 実質赤字額、連結実質赤字額、資金不足が発生していない場合及び実質公債費比率、将来負担比率が算定されない場合は、「—」と記載している。

(4) 中期財政フレーム

平成21年10月に、平成22年度から平成28年度までの7年間を計画期間とする「中期財政計画」を策定して以降、毎年度、計画を見直ししながら、健全財政の堅持に取り組んできた。この計画は、他の計画との整合のもとで財政効果を生み出しながら、毎年度の収支不足の解消を図る上での財政運営の指針として定めてきたものであり、毎年、計画の見直しを行っていたが、収支の改善の姿（目標）を示すものではなかった。このため、平成26年度から毎年度、向こう5年間について改定（見直し）を行うことにより、中期的に見込まれる収支不足を解消するための目標を明確化した「中期財政フレーム」に改め、常に中期的な視点を持った財政の健全性を確保するための適切な歳入見込みと、それに見合う歳出を目標として定めるとともに、財政指標の継続的な適正化を目指して、単年度予算を編成している。

（目標）

経常収支比率	94%以下
実質公債費比率	5%以下
将来負担比率	50%以下
市債残高	821億円以下

〔上記の市債残高は、病院事業及び介護老人保健施設事業の地方独立行政法人移行等に伴う債務承継分（病院事業債）、堅田駅西口土地区画整理事業における公共施設（道路や公園等）整備に伴う事業債、臨時財政対策債を除いた市債残高。〕

(5) 予算編成における概算要求、概算査定の導入

中期財政フレームにかかる毎年度の見直しに合わせて、各部局が試算した向こう5年間の事業費見込みのうち、翌年度分の事業費見込みを概算要求として取り扱い、財政課において事業内容に対するヒアリングと精査を加え、その結果を概算査定額として各部局に内示し、当初予算目標額として予算編成を行う。

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

行政改革推進課

1 課の事務概要

(1) 行政改革係

- ① 行政改革の推進に関すること。
- ② 行政評価制度に関すること。
- ③ 権限移譲に関すること。

(2) 公共施設マネジメント係

- ① 公共施設マネジメントの推進に関すること。
- ② 公共施設の整備等に係る官民連携の推進に関すること。

2 昨年度に実施された調査委託事業等で、その成果を報告すべきと思われるもの

特になし

3 今年度の主な事業の中で、報告すべきと思われるもの

(1) 行政改革の推進

- ① 大津市行政改革プラン 2025 の推進
令和 7 年 3 月に大津市行政改革プラン 2021 を引き継ぐ計画として、令和 7 年度から令和 10 年度までの 4 年間を

取組期間とする「大津市行政改革プラン 2025」を策定した。

大津市行政改革プラン 2025 は、総合計画第3期実行計画で示す取り組むべき項目の実現に向けての下支えとなる計画の一つとして行政改革を推進するための計画であり、本市の行政改革の方向性を示す「行政改革大綱」とこれを具体化した「改革実行プラン」で構成している。

「行政改革大綱」では、目指す姿として「持続可能な行財政経営」を掲げ、行財政経営を取り巻く課題が複雑、多様化する中、安定した行財政経営を継続すること及び行財政経営に影響を及ぼすと考えられる社会的潮流を踏まえて適時かつ的確な行政サービスを提供することを目指すとともに、基本姿勢として「全体最適による行財政改革の推進」を掲げ、限定的な視点にとらわれることなく物事を俯瞰して検討し、総合的な判断を行うことにより全体最適の行財政改革に取り組むこととしている。また、「改革実行プラン」では、8つの取組方針と29の取組項目を掲げ、これらの取組を総合的に推進することで、本市の行財政改革を進めることとしている。

② 大津市行政改革プラン 2021 の取組

大津市行政改革プラン 2021(令和3年度～令和6年度)では、「効果的・効率的な行政への進化にチャレンジ」、「未来を見据える」、「市民に寄り添う」の3つを大切にする考え方に据えて行財政改革に取り組んできた。

当計画では、年度ごとに決算を受けて年度別計画及び数値目標に掲げた効果（財政効果額、サービスの向上、事務の効率化等）に対する実績及び判断基準に基づく評価について取りまとめることとしており、今年度は令和6年度の取組の成果報告を行う。

(2) 行政評価

施策や事業の目的・目標を明確化し、実施により得られる成果を数値指標などを用いて客観的に評価することで、現状を認識して課題を発見するため、毎年度「行政評価」を実施している。

令和3年度から令和6年度にかけて、行政改革プラン 2021 の取組項目である「行政評価の利活用」に基づき評価の在り方や評価対象事業の精査、要件見直しを行った結果、評価作業事務を効率化でき、より精度の高い評価作業を

行うことができた。今年度も行政評価のより適正かつ合理的な実施の在り方や評価対象事業の精査・検討を行う。

(3) 公共施設マネジメントの推進

大津市公共施設総合管理計画は、公共施設の総合的かつ計画的な管理を推進していく上で、基本となる考え方や維持管理の方向性を示す計画であり、具体的な公共施設マネジメントの取組を検討する上での拠り所となる「戦略」として位置付ける「マネジメント方針」を記載している。同計画は5年ごとに見直しすることとしており、令和9年度に予定している次期改訂に向け、大津市公共施設白書の更新、新地方公会計制度に基づく固定資産台帳の活用、施設に関する情報管理の在り方などを検討する必要がある、令和7年度には改訂に必要な情報収集を進める。

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

特になし

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

管 財 課

1 課の事務概要

(1) 管理係

- ① 市庁舎(支所及び出先機関の庁舎を除く。)の施設の維持管理等に関すること。
- ② 大津市庁舎管理規則(昭和42年規則第4号)に基づく庁舎内における行為の許可等、庁舎内の各課に割り当てられた執務場所以外の場所への立入禁止等の措置、庁舎への集団立入りの制限、庁舎内の秩序維持等のための立入制限及び庁舎内における火気の使用等の届出の受理並びに庁舎内の各課に割り当てられた執務場所への立入禁止等の措置の総括に関すること。
- ③ 市有自動車に係る事故防止及び事故処理に関すること。
- ④ 職員に対する車両の安全運転の啓発及び推進に関すること。
- ⑤ 道路交通法(昭和35年法律第105号)の規定に基づく安全運転管理者及び副安全運転管理者との連絡調整に関すること。
- ⑥ 市有自動車の点検整備に関すること。
- ⑦ 市有物件災害共済に関すること。
- ⑧ 自動車損害賠償責任保険に関すること。
- ⑨ 庁内の案内に関すること。(総合案内窓口を除く)
- ⑩ 庁舎内の電話に関すること。
- ⑪ 市有自動車の管理及び配車に関すること。
- ⑫ 課及び庁舎整備室の一般庶務に関すること。

(2) 財産係

- ① 市有財産の総括及び調整に関すること。
- ② 未利用財産の利活用に関すること。
- ③ 普通財産の取得、貸付け、譲渡及び管理に関すること。
- ④ 行政財産の取得（他課の分掌事務に属するものを除く。）及び行政財産の取得に係る指導調整に関すること。
- ⑤ 不動産の借入れの総括に関すること。
- ⑥ 登記に関すること。
- ⑦ 市有地の境界明示に関すること。
- ⑧ 寄付採納の調整に関すること。
- ⑨ 財産台帳及び借地台帳の整備保管に関すること。
- ⑩ 基金の総括に関すること。
- ⑪ 不動産評価委員会に関すること。
- ⑫ 大津市土地開発基金に関すること。
- ⑬ 財産区等に関すること。
- ⑭ 財産区特別会計予算の編成及び執行に関すること。

2 昨年度に実施された調査委託事業等で、その成果を報告すべきと思われるもの

特になし

3 今年度の主な事業の中で、報告すべきと思われるもの

(1) 庁舎大規模改修工事等

本庁舎（本館：S42、別館：S46、新館：H元、第2別館：H5）については、老朽化等への対策として適正な維持管理と改修により施設・設備の長寿命化に努めているほか、環境や利用者に配慮した改修工事にも取り組んでおり、今年度においては、本館空調送風設備更新工事、新館空調冷温水配管更新工事等の経年劣化に対応する大規模改修を行う。

また、これまでの建築基準法の改正に伴い既存不適格となる部分が生じていることから、平成25年度より庁舎適正化改修工事を実施しており、今年度は、本館2階西棟執務室天井等改修工事（令和7年度～令和8年度 債務負担行為事業）を実施する。

【庁舎大規模改修工事】

工事名・委託業務名	工事場所	予算額	備考
本館空調送風設備更新工事	本館3階	45,683千円	
新館空調冷温水配管更新工事	新館地階	25,465千円	
別館地階 制御弁式据置鉛蓄電池等更新	別館地階	18,014千円	

【庁舎適正化改修工事】

工事名・委託業務名	工事場所	予算額	備考
庁舎適正化改修工事（7期）	本館2階西棟	32,492千円	

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

(1) 市有財産の有効活用

平成29年8月に「大津市公有財産有効活用基本方針」を策定し、公有財産の適正な管理や有効活用を推進することにより、行政改革プランに掲げる目標を達成するなど一定の成果を上げてきた。

市有財産の売却等を積極的に進めている中で、市場性の高い対象物件が減少してきたことから、引き続き「大津市公有財産有効活用基本方針」に基づく売却可能財産の全庁的な調査により、市有財産の適正な管理と定期的な利用状況の把握を図るとともに、未利用財産の洗い出しと利活用の方向性の整理を進め、市有財産の更なる有効活用を推進する。

また、市ホームページにて未利用の公有財産一覧と地図情報をリンクさせ、市民や事業者の方に分かりやすい情報発信を行っている。

市有財産有効活用推進事業 処分実績一覧表

R7.3.31 現在

年度	件数 (件)	土地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	金額 (円)	備考
平成16年度	10	1,012.78		74,043,265	行財政構造改革方針 H16～H18
平成17年度	9	2,987.28		106,192,885	
小計	19	4,000.06		180,236,150	

平成 1 8 年度	10	3, 973. 01		203, 400, 500	行政改革プラン H18～H21
平成 1 9 年度	13	2, 629. 84		82, 820, 839	
平成 2 0 年度	10	2, 566. 80	530. 48	73, 125, 159	
平成 2 1 年度	2	584. 24		65, 180, 160	
小計	35	9, 753. 89	530. 48	424, 526, 658	
平成 2 2 年度	16	3, 232. 27	926. 28	101, 426, 540	(前期) 集中改革プラン H22～H24
平成 2 3 年度	2	4, 999. 25		201, 113, 000	
平成 2 4 年度	7	9, 803. 58		132, 258, 320	
小計	25	18, 035. 10	926. 28	434, 797, 860	
平成 2 5 年度	8	1, 420. 99		77, 304, 041	(後期) 集中改革プラン H25～H28
平成 2 6 年度	7	3, 552. 53		179, 673, 451	
平成 2 7 年度	7	3, 621. 36		103, 512, 576	
平成 2 8 年度	4	1, 745. 81	609. 96	138, 411, 455	
小計	26	10, 340. 69	609. 96	498, 901, 523	
平成 2 9 年度	6	1, 254. 87		61, 650, 436	行政改革プラン 2017 H29～R2
平成 3 0 年度	8	2, 888. 22		129, 472, 200	
令和元年度	6	5, 324. 98		231, 230, 458	
令和 2 年度	6	2, 155. 40	567. 08	109, 112, 701	
小計	26	11, 623. 47	567. 08	531, 465, 795	
令和 3 年度	1	180. 33		6, 669, 999	行政改革プラン 2021 R 3 70, 000 千円 R 4 70, 000 千円
令和 4 年度	1	1, 918. 45		236, 580, 000	
令和 5 年度	1	658. 45		25, 855, 000	

令和6年度	2	3,140.86	621.49	109,560,000	R5 50,000 千円
小計	5	5,898.09	621.49	378,664,999	R6 50,000 千円
合計	136	59,651.30	3,255.29	2,448,592,985	

(2) 土地開発基金

大津市土地開発公社の解散に伴い、各種事業用地等の先行取得においては、大津市土地開発基金（以下「基金」という。）を活用しているところであり、先行取得計画の妥当性や活用されている事業の見通し、取得価格について、土地開発基金管理審査会に諮り適正な運用に努めている。

なお、各種事業用地を円滑かつ迅速に取得するため、令和2年度において新たに基金を増額している。

（現金預金 1, 244, 910, 830円 取得資産 616, 784, 021円 R7.3.31現在）

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

(1) 財産区

財産区は、市町村の一部で財産又は公の施設の管理及び処分を認められた特殊な地方公共団体であって、本市には8つの財産区が存在する。

① 財産区制度の沿革

明治22年に市制・町村制が施行される以前から存在している一部地域の共有財産について、市町村合併における協議により、合併後の新市町村に帰属させることが適当でない場合の措置として、当該財産を適切に管理するため財産区が設置された。

② 財産区管理会の役割

地方自治法第296条の2の規定により「財産区に財産区管理会を置くことができる」となっていることから、本市も全財産区において、管理会を設置している。

財産区管理会は、大津市財産区管理条例に規定する7人の財産区管理委員で組織された審議機関であり、財産区の財産または公の施設の管理または処分など重要な事項について同意を行う。

③ 財産区特別会計

会計については、地方自治法第294条第3項の規定において、「地方公共団体は、財産区の収入及び支出については会計を分別しなければならない」と定められており、本市においては、財産区特別会計を設け財務処理を行っており、予算・決算については議決を得ている。

(2) 各財産区の資産の状況（R7.3.31 現在）

① 財産区の土地保有状況

（単位：㎡）

	ため池	墓地	山林	保安林	その他	計
1 橋本財産区	21,945.00	2,286.00	57.00		570.84	24,858.84
2 神領財産区	27,679.19		2,687.00	2,138.00	7,731.59	40,235.78
3 大江財産区	77,007.93	5,484.00	3,787.00	3,050.00	11,317.34	100,646.27
4 南大萱財産区	173,455.00	7,049.00	1,070.00	30,677.00	2,281.91	214,532.91
5 月輪財産区	95,567.00	2,866.00	4,651.00			103,084.00
6 平野財産区	73,398.00	3,592.00	109.00		181.00	77,280.00
7 牧財産区	6,163.00	2,161.00		7,871.00	450.62	16,645.62
8 桐生財産区	40,138.00	1,136.00	7,192.00	2,608.00	4,071.24	55,145.24

合計	515,353.12	24,574.00	19,553.00	46,344.00	26,604.54	632,428.66
割合	81.49%	3.89%	3.09%	7.33%	4.20%	100.00%

② 財産区基金の残高

(単位：円)

1	橋本財産区	96,136,000	5	月輪財産区	496,311,000
2	神領財産区	153,442,701	6	平野財産区	60,606,000
3	大江財産区	82,531,000	7	牧財産区	6,304,000
4	南大萱財産区	601,833,111	8	桐生財産区	6,172,000

庁舎整備室

1 室の事務概要

(1) 庁舎整備に関すること。

2 昨年度に実施された調査委託事業等で、その成果を報告すべきと思われるもの

(1) 庁舎整備基本計画策定に向けた取組

皇子山総合運動公園での庁舎整備を前提に、代替公園用地として別所合同宿舎用地の取得に向けた国との協議を行うとともに、市民ワークショップの開催などを重ねながら検討を進め、庁舎整備基本計画（素案）をとりまとめるなど取組を進めた。また、庁舎整備を見据えたオフィス環境整備の検討を行った。

① 市民ワークショップ

無作為抽出による約3,000人の中から応募のあった28人で実施し、令和6年3月から8月末までに計4回のワークショップを開催した。

② 庁舎整備基本計画

皇子山総合運動公園での庁舎整備を前提に、公園と一体となった庁舎整備による交流の創出や、防災力の向上を軸とした庁舎整備基本計画（素案）を令和7年3月にとりまとめた。

③ オフィス環境整備

庁舎整備を見据えたオフィス環境整備に係る調査及び整備方針の検討等並びに新庁舎執務スペース、書庫において管理する文書量を削減するための公文書管理制度及び運用の見直しに係る調査研究を行った。

3 今年度の主な事業の中で、報告すべきと思われるもの

(1) 大津市庁舎整備基本計画の策定

庁舎整備基本計画（案）を取りまとめた後、パブリックコメント及び市民説明会の実施を経て、庁舎整備基本計画を策定する。

(2) オフィス環境整備

昨年度に引き続き、庁舎整備を見据えたオフィス環境整備に係る調査及び整備方針の検討等並びに新庁舎執務スペース、書庫において管理する文書量を削減するための公文書管理制度及び運用の見直しに係る検討を行う予定である。また、新庁舎の基本設計に向けたオフィス環境の検証を行うため、管財課及び庁舎整備室の執務室においてパイロットオフィスを4月に導入した。

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

大津市庁舎整備基本計画

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

(1) 代替公園用地の確保

皇子山総合運動公園の一部で庁舎整備を行うことから同等規模の代替公園を確保することとしているが、国の別所合同宿舎用地を代替公園とすることで、公園と一体となった庁舎整備による交流の創出や防災力の向上などの効果が見込めることから、別所合同宿舎用地の取得に向けて引き続き国との協議を行っていく。

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

契約検査課

1 課の事務概要

(1) 契約係

- ① 建設工事等の入札及び契約に関すること。
- ② 建設工事等に係る業者の入札参加申請に関すること。
- ③ 建設工事契約審査委員会に関すること。
- ④ 入札監視委員会に関すること。
- ⑤ 公印の保管に関すること。
- ⑥ 課の一般庶務に関すること。

(2) 調達係

- ① 物品の購入等の入札及び契約に関すること。
- ② 物品の購入等に係る業者の入札参加申請に関すること。
- ③ 不用物品の処分に関すること。
- ④ 物品の規格統制に関すること。
- ⑤ 物品の需要計画及び調整に関すること。

(3) 工事検査係

- ① 工事検査の執行に関すること。
- ② 検査結果の統計に関すること。

2 昨年度に実施された調査委託事業等で、その成果を報告すべきと思われるもの

(1) 入札参加申請受付・審査業務委託

従来、関係課職員を動員し実施してきた入札参加申請受付・審査業務を、行政改革の民間提案型アウトソーシング事業として平成27年度より委託を開始しており、令和6年度は、物品、役務業種で2,244件の受付と審査を委託した。

(2) 滋賀県市町工事等入札参加資格申請受付・審査共同化（共同受付）

従来から自治体ごとに実施してきた建設工事及び工事に伴うコンサルタント・測量・設計等委託に対する入札参加資格申請受付・審査業務について、市町での受付・審査における業務負担の軽減を図るため、滋賀県市町工事等入札参加資格申請受付システムによって令和4年4月から共同受付の運用を開始しており、令和6年度では工事、測量・設計コンサル業種で1,928件の受付と審査を行った。

3 今年度の主な事業の中で、報告すべきと思われるもの

(1) 建設工事等の設計労務単価の引上げ

国の公共工事設計労務単価、設計業務委託等技術者単価が全国全職種平均で6.0パーセント引き上げられたことに伴い、旧単価で設計された案件に対し契約時期に応じて、特例措置又はインフレスライド条項を適用し、公共工事の担い手確保・育成に取り組んでいる。

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

(1) 小額工事に関する不適正な事務処理の改善

令和6年度の工事監査において、同一施工箇所の小額工事や30万円以下の修繕が繰り返し行われる等、発注仕様及び施工区域の把握が不適正との指摘があった。このことを受けて、今後は、実際にあった不適切な事例を小額工事の随意契約ガイドラインや令和5年度から建築課（現建築課施設支援室）と合同で実施している職員研修会において具体的かつ複数提示することで注意喚起を促すとともに、契約規則や財務規則、随意契約ガイドライン、財務会計の手引き等の記載内容を盛り込むことで入札・契約に関するルールの周知徹底に努める。また、工事内容の判断・仕様書の作成・見積書の見方等について、建築課施設支援室との職員研修会において具体的な事例を紹介する等、内容の充実を図り、特に事務系職員のスキルを向上させることで、入札や契約に関する不適正な事務処理の改善に継続的に取り組む。

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

昨年度の建設工事等契約実績、物品契約実績及び工事検査実績については、次の表のとおりである。

(1) 昨年度建設工事等契約実績

(単位：件、円)

区 分	件 数	金 額	市内業者		市外業者	
			件 数	金 額	件 数	金 額
一 般 競 争 入 札	41	3,785,071,400	22	3,164,099,400	19	620,972,000
指 名 競 争 入 札 (うち受注希望型)	215 (158)	4,998,473,700 (4,739,047,500)	197 (158)	4,902,320,500 (4,739,047,500)	18 (0)	96,153,200 (0)
随 意 契 約	30	1,050,777,200	23	781,354,200	7	269,423,000
小 額 随 意 契 約	1,309	1,096,440,969	1,278	1,073,020,418	31	23,420,551

計	1,595	10,930,763,269	1,520	9,920,794,518	75	1,009,968,751
---	-------	----------------	-------	---------------	----	---------------

(2) 昨年度物品契約実績

(単位：件、円)

区 分	件 数	金 額	市内業者		市外業者	
			件 数	金 額	件 数	金 額
一 般 競 争 入 札	46	235,574,015	9	15,644,201	37	219,929,814
指 名 競 争 入 札	171	259,568,860	129	189,468,148	42	70,100,712
見 積 も り 合 せ	4,946	238,529,896	4,131	188,957,920	815	49,571,976
随 意 契 約	4,856	89,901,300	4,695	23,944,936	161	65,956,364
計	10,019	823,574,071	8,964	418,015,205	1,055	405,558,866

(3) 昨年度工事検査実績 (単位：件)

区 分	件 数
完 工 検 査	227
出 来 形 検 査	1
中 間 検 査	16
計	244

市民税課

1 課の事務概要

(1) 税制グループ

- ① 税制の総括及び調査研究に関すること。
- ② 固定資産評価審査委員会との連絡調整に関すること。
- ③ 関係行政機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- ④ 市税の諸証明及び窓口事務の総括に関すること。
- ⑤ 軽自動車税、市たばこ税、鉱産税及び入湯税の賦課及び調定に関すること。
- ⑥ 原動機付自転車標識の交付に関すること。
- ⑦ 公印の保管に関すること。
- ⑧ 課の一般庶務に関すること。

(2) 市民税第1グループ

- ① 個人市民税の賦課及び調定に関すること。
- ② 所得税との調整に関すること。
- ③ 農業所得に関すること。
- ④ 租税教育の推進に関すること。
- ⑤ 関係行政機関及び関係団体との連絡調整に関すること。

(3) 市民税第2グループ

- ① 個人市民税の賦課及び調定に関すること。

- ② 個人市民税に係る各種統計報告に関すること。
- ③ 農業所得に関すること。
- ④ 租税教育の推進に関すること。
- ⑤ 関係行政機関及び関係団体との連絡調整に関すること。

(4) 市民税第3グループ

- ① 個人市民税の賦課及び調定に関すること。

(5) 法人・事業所税グループ

- ① 法人市民税の賦課及び調定に関すること。
- ② 事業所税の賦課及び調定に関すること。

2 昨年度に実施された調査委託事業等で、その成果を報告すべきと思われるもの

特になし

3 今年度の主な事業の中で、報告すべきと思われるもの

(1) 税制改正への対応

市税収入のうち、当課所管の税目における令和7年度市税収入見込みについては、個人市民税は約221億円（納税義務者数約17万6千人）、法人市民税は約33億円（同約9千社）、また軽自動車税（種別割）は約7億円（課

税台数約10万6千台)で、諸税を含めると約295億円となり、市の歳入全体のおよそ5分の1を占めている。

また、昨年度の国の税制改正に基づき、個人市民税で「大学生年代の子等に関する特別控除(特定親族特別控除)に係る規定の整備」や、軽自動車税で「原動機付自転車の車両区分に「0.125リットル以下かつ最高出力4.0キロワット以下のものを追加」(総排気量が50cc以下と同じ税額)等の条例改正を行ったところである。

今後も税制改正に迅速かつ適切に対応し、税システムの改修や改正事項の周知啓発に努めていく。

(2) 定額減税への対応

令和7年度分の個人住民税所得割額から控除対象配偶者でない同一生計配偶者(令和6年度分では対象から除外されたもの)につき1万円の減税を行うため、その対応を進める。また、定額減税しきれない方への給付金(不足額給付)については、定額減税調整給付金室と密に連携を図っていく。

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

(1) リスク管理の徹底

課税誤り、通知の誤送付等の防止のため、引き続き、チェック体制の強化及び職員研修の充実等に努め、申告受付をはじめ課税業務に万全を期す。

(2) 税基幹システムの標準化

国においては、住民情報、税、国保等住民サービスに係る広範な電算システムについて、各システム構築事業者間の仕様のばらつきの解消等を目的とした仕様の標準化を進めている。

自治体においては、令和7年度中を目標に、標準仕様に適合した税務システムへ移行する予定となっており、本市においても、現行システムとの比較作業を令和6年度に実施したところである。

税3課連携のもと、情報政策課など関係所属とも連携し、新システムの構築や検証作業などを実施し、令和8年1月予定の本番運用に向けた準備を行っていく。

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

(1) 市税収入見込

社会情勢の変動により大きな影響を受ける法人市民税を中心に、税制改正の影響、景気動向調査等も見極めながら市税収入の把握に努める。

資産税課

1 課の事務概要

(1) 資産税係

- ① 償却資産の評価及び償却資産に係る固定資産税の賦課に関すること。
- ② 償却資産概要調書等報告書に関すること。
- ③ 償却資産評価調書に関すること。
- ④ 償却資産課税台帳に関すること。
- ⑤ 特別土地保有税の賦課に関すること。
- ⑥ 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の調定に関すること。
- ⑦ 納税通知書、納付書及び課税明細書に関すること。
- ⑧ 土地課税台帳、土地補充課税台帳、家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳に関すること。
- ⑨ 登記所からの通知及びこれに基づく土地課税台帳又は家屋課税台帳への記載に関すること。
- ⑩ 現所有者及び納税管理人、相続人代表者に関すること。
- ⑪ 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の賦課に係る調整に関すること。
- ⑫ 課の一般庶務に関すること。

(2) 土地係

- ① 土地の評価に関すること。
- ② 土地に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。
- ③ 土地概要調書等報告書に関すること。
- ④ 土地総評価見込額等の調べに関すること。

- ⑤ 土地評価調書に関すること。
- ⑥ 土地評価資料の整備及び保管に関すること。
- ⑦ 地籍図及び家屋見取図に基づく調査及び処理に関すること。
- ⑧ 国有提供施設等所在市町村助成交付金及び国有資産等所在市町村交付金に関すること。
- ⑨ 国有資産等所在市町村交付金算定標準額に係る固定資産価格の証明に関すること。

(3) 家屋係

- ① 家屋の評価に関すること。
- ② 家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。
- ③ 家屋概要調書等報告書に関すること。
- ④ 家屋評価調書に関すること。
- ⑤ 家屋評価資料の整備及び保管に関すること。
- ⑥ 地籍図及び家屋見取図に基づく調査及び処理に関すること。

2 昨年度に実施された調査委託事業等で、その成果を報告すべきと思われるもの

特になし

3 今年度の主な事業の中で、報告すべきと思われるもの

(1) 令和9年度の固定資産評価替えに向けた取組

固定資産評価替えは、3年ごとに固定資産（土地・家屋）の評価額を見直し、資産価格の変動に対応し評価額を適正かつ均衡のとれた価格に見直すために行うものである。今年度は、令和9年度の固定資産評価替えに関する事務を行う中間年度に当たるため、適正課税に向けて適切に事務を推進していく。

- ① 土地…令和9年度の固定資産評価替えの準備作業の一環として、区分したエリアごとに鑑定ポイントを設定し、不動産鑑定士による鑑定評価を実施する。
- ② 家屋…令和9年度の固定資産評価替えにおける比準評価の運用に向け、データ収集及び各種分析・計算業務を行い、比準評価の適用範囲を見直すとともに標準家屋を設定する。

(参考) 令和7年度当初調定額(令和7年5月1日現在)

① 令和7年度固定資産税

土 地	67億6,502万円	(約35万筆)
家 屋	103億5万円	(約15万3千棟)
償却資産	34億3,694万円	(約7千5百件)
合 計	205億201万円	

② 令和7年度都市計画税

土 地	18億7,655万円
家 屋	21億4,726万円
合 計	40億2,381万円

③ ①+②= 245億2,582万円

(2) 税制改正への対応

令和7年度税制改正による地方税法等の改正を受け、固定資産税(都市計画税)に係る税制改正のうち、「長寿命化に資する大規模修繕工事等が行われたマンションに係る固定資産税の減額措置の見直し」について、条例改正を行ったところである。

改正の内容は、当該減額措置について、マンション管理組合の管理者等から必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、マンションの区分所有者から当該減額措置に係る申告書の提出が無かった場合においても、適用することができるとしたうえ、その適用期限を2年延長したものである。

今後も税制改正に迅速かつ適切に対応し、改正事項の周知啓発に努めていく。

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

(1) 税基幹システムの標準化

国においては、住民情報、税、国保等住民サービスに係る広範な電算システムについて、各システム構築事業者間の仕様のばらつきの解消等を目的とした仕様の標準化を進めている。

自治体においては、令和7年度中を目標に、標準仕様に適合した税務システムへ移行する予定となっており、本市においても、現行システムとの比較作業を令和6年度に実施したところである。

税3課連携のもと、情報政策課など関係所属とも連携し、新システムの構築や検証作業などを実施し、令和8年1月予定の本番運用に向けた準備を行っていく。

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

収 納 課

1 課の事務概要

(1) 総務グループ

- ① 市税収納の総括管理に関すること。
- ② 税収納システムに関すること。
- ③ 市税の納付又は納入に係る受託証券の管理に関すること。
- ④ 公印の保管に関すること。
- ⑤ 課の一般庶務に関すること。

(2) 収納推進グループ

- ① 市税その他徴収金の収納及び徴収に関すること。
- ② 市税の納付書の発行に関すること。
- ③ 過誤納金の還付等に関すること。
- ④ 市税の口座振替に関すること。
- ⑤ 県民税の払込手続に関すること。

(3) 滞納整理グループ

- ① 市税の繰上げ徴収に関すること。
- ② 交付要求に関すること。
- ③ 市税の督促、催告及び滞納処分に関すること。

- ④ 滞納処分票の管理にすること。
- ⑤ 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料並びに及び市立保育所及び市立認定こども園の保育料の徴収業務のうち、主に高額かつ徴収困難な滞納案件にすること。（滞納処分（差押）のみ）

(4) 債権管理グループ

- ① 市税の督促、催告及び滞納処分に関すること。
- ② 差押財産の換価に関すること。
- ③ 市税の徴収猶予及び換価の猶予に関すること。
- ④ 市税の滞納処分の停止及び不納欠損処分に関すること。
- ⑤ 市税その他徴収金の滞納処分のための調査に関すること。
- ⑥ 滞納処分の執行を停止した徴収金に係る調査に関すること。
- ⑦ 市税の差押調書謄本等の公示送達に関すること。
- ⑧ 市の債権の管理に係る研修に関すること。
- ⑨ 市の債権の管理に係る指導・助言、企画立案及び調査研究に関すること。
- ⑩ 債権管理連絡会議に関すること。
- ⑪ 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料並びに市立保育所及び市立認定こども園の保育料の徴収業務のうち、主に高額かつ徴収困難な滞納案件にすること。（移管のみ）

(5) 訟務グループ

- ① 滞納処分に係る訴訟等に関すること。

(6) 徴収計画グループ

- ① 徴収方針・計画・管理に関すること。
- ② 税務データの分析に関すること。

2 昨年度に実施された調査委託事業等で、その成果を報告すべきと思われるもの

令和5年度から、3か年計画で滞納整理業務のDX化を図り、効率的かつ効果的な徴収業務の推進に努めている。DX化の対象として、預貯金等照会の電子化、電話催告の自動化を行っている。預貯金照会については、これまで、紙面による照会では、数週間から最大半年を要していた照会期間が、電子化することにより3日に短縮され、照会結果に基づく機動的な滞納処分の執行を行うことで、70,138千円（令和5年度：51,219千円）を徴収した。電話自動催告システムによる納付催告については、開庁時間外も含め、システムによる音声架電、SMSメッセージの送信を行い、10,701千円（令和5年度：18,368千円）を徴収した。

市外の遠隔地の滞納者に係る調査業務として実施している現地訪問調査委託においては、2,503千円、（令和5年度：2,686千円）を徴収し、事業全体の合計で83,342千円（令和5年度：72,273千円）を徴収した。

3 今年度の主な事業の中で、報告すべきと思われるもの

(1) 収納対策

市税の未納の徴収金の累積化を防止する観点から、滞納処分の早期着手を実施している。資力の低下により、一時での納付が困難な納税者から納付相談を受けた場合は、納税者の置かれた状況に十分に配慮し、徴収の猶予制度の適用や滞納処分の停止も含め、適切な対応を行っている。

令和5年度からは、更なる収納率の向上を目指すため、グループ制を採用し、業務の分業化と専門化を行い、3か年計画で下記の事業に取り組んでいる。今年度は、計画3年目の最終年度にあることから、その完遂に向け、着実な取組を推進し、引き続き効率的かつ効果的な徴収体制の強化とともに、収納率の向上を図る。

- ① グループ制採用による業務の分業化及び専門化
- ② 効果的な調査対象者の選別と迅速な調査・滞納処分の実施
- ③ 電話自動催告システムと現地訪問調査委託業務の併用＝自発的納税行動の誘引、滞納金額の累積化の抑止
- ④ B I ツールを活用した税務データの可視化、分析など E B P M の推進
＝データや合理的根拠（エビデンス）に基づく、徴収計画、方針の策定、効率的・効果的な業務の推進
- ⑤ 預貯金取引照会システムの効率的な活用
財産調査の期間短縮、効率化と機動的な滞納処分の執行

(2) 滋賀県との人事交流

滋賀県との間で令和５年度から「滋賀県職員の市町職員併任による共同徴収派遣に関する協定」を締結し、徴収業務の技術的、専門的な助言のための滋賀県職員の派遣を受け、組織間連携を深め、徴収体制の強化に努めている。

また、令和７年度からは、併せて、「滋賀県および大津市の税務職員の相互派遣による共同徴収に関する協定」を締結し、滋賀県職員２人を常駐の大津市職員として受け入れ、本市職員１人を常駐の滋賀県西部県税事務所の職員として派遣し、滋賀県と本市との徴収行政上の共通の課題の解決、更なる連携の強化を図っている。

(3) 移管債権の管理・回収

強制徴収公債権である国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所保育料の高額・困難案件の移管を受け回収業務を実施しており、令和６年度は６４件の移管を受け、１０，０６９千円を回収するなど、一定の成果を得た。今後も関係各課との連携を強化し、市税以外の強制徴収公債権の収納率の向上を図っていく。

(4) 納付機会の拡大

令和元年度から導入のスマートフォン決済の利用が増えていることから、令和5年度から地方税統一QRコードの運用並びに地方税お支払いサイトを利用した納付を開始し、より多くの収納機会を提供することで、納税者の利便性の向上とキャッシュレス化の推進を図る。

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

(1) 市税債権の確保

資源価格をはじめ諸物価の高騰の影響により、市税の納付の困難な納税者も少なくないことから、状況を注視しながら、未納の徴収金の徴収に努める一方、徴収の猶予制度の適用など、債権管理の適正化に努める。

また、市税の納付に応じない対応困難案件や高額滞納案件については、内容に応じて弁護士に委託し、訴訟手続きも踏まえ徴収の強化を図っている。

差押えた債権の取り立てに向け、令和3年7月26日に訴えの提起を行った民事執行手続きによる取立て訴訟については、令和7年3月27日の第一審判決において本市の請求が棄却された。代理人弁護士との協議の結果、本件の差押処分に関する資料や事実関係に瑕疵はなく、また、未納の市税を徴収するという社会的責任を果たすためにも、改めて本市の請求が認められるよう、令和7年4月9日に大阪高等裁判所あて控訴した。

(2) 税基幹システムの標準化

国においては、住民情報、税、国保等住民サービスに係る広範な電算システムについて、各システム構築事業者間の仕様のばらつきの解消等を目的とした仕様の標準化を進めている。

自治体においては、令和7年度中を目標に、標準仕様に適合した税務システムへ移行する予定となっており、本市においても、現行システムとの比較作業を令和6年度に実施したところである。

税3課連携のもと、情報政策課など関係所属とも連携し、新システムの構築や検証作業などを実施し、令和8年1月予定の本番運用に向けた準備を行っていく。

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

行政管理室

1 室の事務概要

- ① 職員の公正な職務の執行の確保に関すること。
- ② 適正な事務処理の推進に関すること。
- ③ 行政事務調査に関すること。
- ④ 不当要求行為等対策に関すること。
- ⑤ 公益通報者保護制度に関すること。
- ⑥ 行政運営上の事務改善のための調査、研究及び指導に関すること。
- ⑦ 職員提案制度に関すること。
- ⑧ 監査の結果に係る措置の総括に関すること。
- ⑨ 行政手続法及び大津市行政手続条例の施行に係る総括に関すること。
- ⑩ 市長に対する行政不服審査法に基づく不服申立て（大津市情報公開条例に基づく公文書の公開の請求に対する決定及び個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求に対する決定に係るものを除く。）の総括に関すること。
- ⑪ 包括外部監査に関すること。
- ⑫ 室の一般庶務に関すること。

2 昨年度に実施された調査委託事業等で、その成果を報告すべきと思われるもの

特になし

3 今年度の主な事業の中で、報告すべきと思われるもの

(1) 職員等の公正な職務の執行の確保に関すること

職員等の公正な職務の執行の確保を図ることにより、市民全体の公益を保護し、市民の市政に対する信頼を確保するため、大津市コンプライアンス推進指針に基づく次に掲げる取組を引き続き実施する。

ア コンプライアンス推進月間の設定と取組

イ コンプライアンス研修の実施

ウ 要望等の適正な記録と報告

エ 公益目的通報制度の適正な運用

(2) 適正な事務処理の推進に関すること

事務処理ミスが多発していることを受け、不要な業務プロセスやチェック体制の見直しなど、従来の考え方にとられない柔軟な発想で事務処理ミス対策に全庁を挙げて取り組んでおり、引き続き取組を進めるとともに、わかりやすい情報発信に努める。

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

(1) 内部統制制度の在り方の検討

令和6年度においては、「事務処理ミス等の報告及び公表に関する要領」の改正や事務処理ミス防止のポイントの

庁内への周知方法の改善などの取組を進めてきたところであるが、依然として事務処理ミスが頻繁に発生している状況にあるため、引き続き改善を図りながら事務処理ミスの発生の防止に向けた取組を進めていく必要がある。

また、本市では、過去に発生した不祥事などの事案の再発防止を図る観点から、平成26年3月に「大津市内部統制の構築に関する指針」を策定し、独自の取組を進めてきた。令和6年度においては当該指針による「リスク点検シート」について、より適切な運用となるよう周知方法の改善を行ったところであるが、当該指針の策定から10年以上が経過し、その間に本市を取り巻く状況も大きく変化していることから、より効果的な内部統制制度の構築に向け、内部統制の在り方について検討を進めていく必要がある。

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

定額減税調整給付金室

1 室の事務概要

定額減税調整給付金の支給に関すること。

2 昨年度に実施された調査委託事業等で、その成果を報告すべきと思われるもの

特になし

3 今年度の主な事業の中で、報告すべきと思われるもの

(1) 定額減税調整給付金の支給(令和6年度当初調整給付・令和7年度不足額給付)

令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく、給付金・定額減税一体措置による支援の実施において、低所得世帯支援枠と定額減税の間にある定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる市民に対して、重点支援地方交付金による補足給付として定額減税調整給付金を支給する方針が示されたことから、定額減税額が4万円(所得税3万円(令和6年分)・住民税1万円(令和6年度分)/1人あたり))に満たない市民に対して定額減税調整給付金を支給する。

この給付金は2ヶ年(令和6年度・令和7年度)で完結する制度設計となっており、令和7年度は令和6年度に給付した当初調整給付の支給額に不足が生じる方等に対して支給する。制度の概要は次頁の表のとおり。

【定額減税調整給付金:制度概要】

給付年度	給付類型	給付対象者	給付額	算定所得等	給付実績等
R6	当初調整給付 (給付済)	定額減税可能額が減税前税額を上回る(減税しきれない)と見込まれる所得税/住民税の納税義務者(個人単位)	左記上回ると見込まれる額 【1万円単位で給付】	【所得税】 R5 年分 【住民税】 R6 年度分	給付対象者数 57,924 人 給付額 2,425,160 千円
R7	不足額給付	当初調整給付に際し、所得税は R5 年所得を R6 年所得として推計し算定したことにより結果として支給額に不足が生じた方等(個人単位)	左記不足する額 【1万円単位で給付】	【所得税】 R6 年分 【住民税】 R6 年度分	給付対象者数 未定 給付額 未定

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

令和7年度予算について、事業費(給付費)及び事務費は全額国庫負担であるが、事務費のみ当初予算で措置した状況である(事務費 162,450 千円、主にコールセンター・事務処理センターの委託料等)。事業費(給付費)については、令和6年分所得・控除内容等が確定した段階で不足額給付額を算定し、補正予算案を提出する予定である。

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

出 納 室

1 室の事務概要

(1) 出 納 グループ

- ① 現金、有価証券の出納保管に関すること。
- ② 決算に関すること。
- ③ 支払に関すること。
- ④ 戻入命令書等の受付に関すること。
- ⑤ 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関に関すること（指定を除く）。
- ⑥ 現金の記録管理に関すること。
- ⑦ 出納事務の電算処理に関すること。
- ⑧ 一般会計、特別会計及び歳入歳出外現金（基金含む）の記帳に関すること。
- ⑨ 収入会計事務の指導に関すること。
- ⑩ 公金管理運用会議に関すること。

(2) 審 査 グループ

- ① 支出命令書及び振替命令書等の審査に関すること。
- ② 資金前渡及び概算払に係る精算書の審査並びに前金払に係る債務の履行の結果報告の受理に関すること。
- ③ 支出負担行為の確認に関すること。
- ④ 支出会計事務の指導に関すること。
- ⑤ 室の庶務に関すること。

2 昨年度に実施された調査委託事業等で、その成果を報告すべきと思われるもの

特になし

3 今年度の主な事業の中で、報告すべきと思われるもの

一部他都市で導入されている電子請求システムは、行政活動における事務の正確性を保ちながら、効率化等が実現される必要があり、滋賀県及び県内市町などの動向把握とともに、公金支出等における関連事務のさらなる改善について一体的に検討を進めていく。

収納事務においては、市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅家賃、駐車場使用料が納付方法として電子決済を、窓口での各種証明書の発行手数料や施設利用料等については、複数の所属においてオールインワンモバイル決済端末を導入し、キャッシュレス決済に対応しているなか、一部の市税において既に導入しているe L T A Xについてはその利用範囲の拡大が求められていることから、引き続き、市民の利便性を高めるため、関係部署と連携して取り組んでいく。

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

特になし

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

監査委員事務局

1 事務局の事務概要

監査委員事務局は、監査委員（識見４人）が行う各種の監査、検査及び審査が適正かつ円滑に執行されるよう、その業務を補助する機関として設置されている。

なお、地方自治法の規定に基づき策定した監査基準に従い、監査機能の充実強化を図っていく。

主な事務事業は、次のとおりである。

- ① 監査、出納検査及び審査等の年間執行計画の立案及び調整に関すること。
- ② 定期監査、行政監査、随時監査（工事監査等）、財政的援助団体等の監査の調査、報告書の作成及び公表手続き等に関すること。
- ③ 例月現金出納検査の調査及び報告書の作成等に関すること。
- ④ 決算審査、財政指標の審査及び基金運用状況審査の調査等に関すること。
- ⑤ 住民監査請求に基づく監査の調査、報告書の作成及び公表手続き等に関すること。
- ⑥ 外部監査人の監査への協力、包括外部監査契約に基づく監査の結果に関する報告の公表及び意見の決定に係る調査、個別外部監査契約に基づく監査によることについての意見の決定等に係る調査等に関すること。
- ⑦ その他の監査に関すること。

2 昨年度に実施された調査委託事業等で、その成果を報告すべきと思われるもの

特になし

3 今年度の主な事業の中で、報告すべきと思われるもの

特になし

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

特になし

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

特になし

選挙管理委員会事務局

1 事務局の事務概要

(1) 庶務係

- ① 委員との連絡及び委員会の議事に関すること。
- ② 規程の制定及び改廃に関すること。
- ③ 規程の公表並びに告示及び公告に関すること。
- ④ 公印の管理に関すること。
- ⑤ 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関すること。
- ⑥ 予算の経理及び物品保管に関すること。
- ⑦ 文書の收受、発送、整理及び保存に関すること。
- ⑧ 選挙に関し必要と認める事項の啓発宣伝に関すること。
- ⑨ 明るい選挙推進協議会との連絡に関すること。
- ⑩ その他庶務に関すること。

(2) 選挙係

- ① 選挙人名簿の管理及び調製に関すること。
- ② 選挙資格の調査に関すること。
- ③ 選挙執行事務の管理及び指導に関すること。
- ④ 直接請求に関すること。
- ⑤ 選挙関係の諸証明に関すること。
- ⑥ 不在者投票及び在外投票に関すること。

- ⑦ 国民投票に関すること。
- ⑧ 裁判員候補者予定者の選定及び裁判員候補者予定者名簿の調製に関すること。
- ⑨ 検察審査員候補者予定者の選定及び検察審査員候補者予定者名簿の調製に関すること。
- ⑩ 投票区、開票区及び選挙区に関すること。
- ⑪ 選挙に関する訴願、訴訟及び異議の申し出に関すること。
- ⑫ 選挙関係法令等の調査研究に関すること。
- ⑬ その他選挙に関すること。

2 昨年度に実施された調査委託事業等で、その成果を報告すべきものと思われるもの

特になし

3 今年度の主な事業の中で、報告すべきと思われるもの

(1) 第27回参議院議員通常選挙

任期満了日	令和7年7月28日
選挙執行日	令和7年7月20日（予定）
予算額	198,911千円

4 今年度においてパブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

5 当面する課題、懸案事項で報告すべきと思われるもの

(1) 選挙資機材の保管場所

投票記載台や投票箱などの投票用機材は、平成28年度末まで競輪場倉庫に保管していたが、競輪場が廃止されたため、現在主に小中学校の空き教室に分散保管することとなった。しかしながら、分散保管のため運搬経費が増大し、適正管理が困難となるため、選挙資機材を一括管理することで、管理の適正化や選挙執行経費が削減できるよう、使用していない公共施設等を利活用できるよう情報収集を進める。

(2) 投開票事務従事者等の確保

投票事務について、選挙執行時の投票管理者、同職務代理者の選任を事務局が行い、事務従事者の選任は各職務代理者が行っているが、各投票所とも投票事務従事者の選任に苦慮しており、特に投票事務の中核を担う職務代理者の後任がなかなか見つからない状況にある。適正な選挙の管理執行のため、引き続き人材の確保に努める。また、開票事務は正確性を担保しながら、より効率的に行い、動員する職員の負担が軽減できるよう取り組んでいく。

6 その他、特に報告すべきと思われるもの

令和7年3月3日現在 選挙人名簿登録者数

総 数	284,980人
男 性	135,426人
女 性	149,554人